

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※ 事業者 点 数	営業所 点数
一般貨物	令和6年11月14日	有限会社タカミ(法人番号8230002002022) 代表者高見光範	富山県富山市上野982	本社営業所	富山県富山市塩字内割671-1	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項及び同条第4項	令和5年11月6日、監査実施。10件の違反が認められた。(1)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(2)点呼の記録違反一部記録なし(安全規則第7条第5項)、(3)点呼の記録違反記載不備(安全規則第7条第5項)、(4)業務の記録違反(安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録違反(安全規則第9条)、(6)運転者等台帳の作成なし(安全規則第9条の5第1項)、(7)運転者等台帳の記載不備(安全規則第9条の5第1項)、(8)運転者に対する指導監督義務違反一部不適切(安全規則第10条第1項)、(9)運転者に対する指導監督に係る記録の記載不備(安全規則第10条第1項)、(10)特定の運転者に対する運転適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	6	6
一般貨物	令和6年11月26日	株式会社片倉運輸(法人番号1100001033178) 代表者片倉祐二	長野県岡谷市川岸上2丁目22-7	本社営業所	長野県茅野市宮川1135-3	事業停止(30日間)、輸送施設の使用停止(150日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項及び同条第4項	令和5年11月6日及び同年11月20日、監査実施。18件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(安全規則第3条第6項)、(3)整備管理者の選任違反(安全規則第3条の3)、(4)整備管理者の選任(変更)の未届出(安全規則第3条の3)、(5)定期点検整備等の未実施(安全規則第3条の3)、(6)12月点検整備の未実施(安全規則第3条の3)、(7)点呼の実施違反(安全規則第7条第3項)、(8)点呼の記録違反(安全規則第7条第5項)、(9)業務の記録違反記載不備(安全規則第8条)、(10)業務の記録違反一部保存なし(安全規則第8条)、(11)運行記録計による記録違反(安全規則第9条)、(12)運行指示書の作成なし(安全規則第9条の3第1項)、(13)運転者等台帳の作成なし(安全規則第9条の5第1項)、(14)運転者等台帳の記載不備(安全規則第9条の5第1項)、(15)運転者に対する指導監督義務違反一部不適切(安全規則第10条第1項)、(16)運転者に対する指導監督に係る記録の一部記録なし(安全規則第10条第1項)、(17)運転者に対する指導監督に係る記録の記載不備(安全規則第10条第1項)、(18)運行管理者に対する指導監督義務違反(安全規則第22条)	45	45

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。